

平成27年度第3回経営戦略会議 会議結果の概要

| | |
|------|---|
| 開催日時 | 平成27年8月3日（月）午後1時30分～午後4時10分 |
| 開催場所 | 本庁 東庁舎4-2会議室 |
| 出席者 | 市長、副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育部長、上下水道部長、二見総合支所長、小俣総合支所長、御菌総合支所長 |
| 審議事項 | |
| 1 | 伊勢市市税条例において、固定資産税（家屋・償却資産）に係る課税標準及び税額の特例割合を国の参酌基準と同割合で規定することについて <総務部> |
| 2 | 半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置（不均一課税）に係る対象業種の追加について <総務部> |
| 3 | 福祉施設管理の今後の方向性について <健康福祉部> |
| 4 | 地域審議会の設置期間の変更について <環境生活部> |

1 伊勢市市税条例において、固定資産税（家屋・償却資産）に係る課税標準及び税額の特例割合を国の参酌基準と同割合で規定することについて <総務部>

概要

課税標準等の特例割合については、平成24年度から一部の対象について、法に定める範囲内において市町村の裁量により条例で規定することが可能である。（地域決定型地方税制特例措置「通称 わがまち特例」）平成27年度の地方税法の改正により、「わがまち特例」の対象が3項目追加されたことから、特例割合について審議を行った。

主な内容については以下のとおりである。

（1）対象資産及び特例割合

①公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産

【特例割合】ア) 都市再生緊急整備地域 3/5 を参酌、1/2 以上 7/10 以下

イ) 特定都市再生緊急整備地域 1/2 を参酌、2/5 以上 3/5 以下

②津波避難施設等

【特例割合】1/2 を参酌、1/3 以上 2/3 以下

③サービス付き高齢者向け住宅

【特例割合】2/3 を参酌、1/2 以上 5/6 以下

（2）特例割合の考え方

①当該緊急整備地域が存在しないことから、条例に定めない。

②参酌基準をもって特例割合と規定。

③参酌基準をもって特例割合と規定。

結論 提案どおりの内容で進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・現在の割合との差はあるのか。
→現在と同じである。
- ・わがまち特例のメリットとして、交付税措置されるなどがあるのか。
→特にない。

資料 付議事項書

2 半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置(不均一課税)に係る対象業種の追加について <総務部>

概要

本市は、半島振興法による半島振興対策実施地域として指定されているため、当該地域における税制上の優遇措置として、対象とする業種のように供する資産を新設又は増設した者については、当該資産に係る固定資産税の税率を3年度分10分の1とする特例措置を設けている。

半島振興法の改正により減収補填の対象業種が追加されたことから、半島地域における企業誘致、設備投資の促進という目的に対する優遇措置の内容を充実させるため、固定資産税の特例措置の対象業種等を追加することについて、審議を行った。

主な内容は以下のとおりである。

(1) 追加対象業種

情報サービス業等、農林水産物等販売業

(2) 対象資産

①対象期間内において取得された特別償却設備（家屋及び償却資産）

②伊勢市産業促進計画の計画期間の初日以後において取得した土地で、当該取得の日の翌日から1年以内に当該特別償却設備である家屋の建設に着手した場合のもの。

(3) 対象期間

平成27年4月1日～平成29年3月31日

(4) 対象要件

特別償却設備取得価格：500万円以上（資本金制限なし）

結論

提案どおりの内容で進めることと決定した。

資料

付議事項書

3 福祉施設管理の今後の方向性について<健康福祉部>

概要

福祉サービスは、措置から契約への移行に伴い、民間事業者によるサービス提供体制の充足・充実が図られてきた。また、障がい者生活支援事業などの積極的に取り組むべき課題への対応、今後の地域移行、地域包括ケアシステムによる新たなサービスへの対応が求められている。

現在設置している福祉施設について、将来を見据えた活用とするとともに、一部の施設においては、用途変更・民間譲渡等の見直しを行うことについて、審議を行った。主な内容は以下のとおりである。

(1) 将来を見据えた施設の活用方針

- ①現在の福祉施設の利用方法を見直し、市が担わなければならないと判断される新たなニーズへ対応する。
- ②市が主体的に実施してきたサービスのうち、民間事業者のサービスの提供体制が充実していると判断できる事業については、民間事業者に主体的に移行するとともに、合わせて施設の管理方法も見直す。

(2) 対象施設

①早期に見直しを実施するもの

ア) 二見デイサービスセンター

| | 現在 | 見直し後 |
|------|--------------------------------|------------------------------|
| 設置目的 | 高齢者・身体障害者デイサービスセンター、在宅介護支援センター | 民間事業者による障がい者の生活介護支援事業、短期入所事業 |
| 管理方法 | 指定管理者による館管理 | 公募により建物全体を民間事業者へ無償譲渡し、事業を実施 |

イ) 障がい者就労支援施設（工房そみん、小俣さくら園、御菌しらぎく園）

| | 現在 | 見直し後 |
|------|--------------|-----------------------------|
| 設置目的 | 障がい者就労継続支援事業 | 変更なし |
| 管理方法 | 指定管理者による館管理 | 公募により建物全体を民間事業者へ無償譲渡し、事業を実施 |

②中期的に見直すもの

ア) ハートプラザみそのうち、御菌デイサービスセンター

| | 現在 | 見直し後 |
|------|----------------|------------------------|
| 設置目的 | 老人デイサービスセンター | 民間事業者による知的障がい児の放課後対策事業 |
| 管理方法 | 指定管理者による館管理から除 | 変更なし |

| | | |
|----|----|--|
| 方法 | く。 | |
|----|----|--|

イ) みなとデイサービスセンターのうち、デイサービスセンター

| | 現在 | 見直し後 |
|------|--------------------------------|------------------------|
| 設置目的 | 高齢者・身体障害者デイサービスセンター、在宅介護支援センター | 地域包括ケア総合支援事業の受け皿として活用。 |
| 管理方法 | 指定管理者による館管理から除く。 | 変更なし |

ウ) 福祉健康センターのうち、3階会議室

| | 現在 | 見直し後 |
|------|------------------|------------------------|
| 設置目的 | 老人デイサービスセンター | 地域包括ケア総合支援事業の受け皿として活用。 |
| 管理方法 | 指定管理者による館管理から除く。 | 変更なし |

結論 提案どおりの内容で進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・無償譲渡する施設において、建物を修繕する必要はないのか。
→契約時における調整が必要となるが、基本的には現状渡しとし、事業者が必要に応じて改修することを想定している。
- ・無償譲渡された施設は将来的には売却することも可能となるのか。
→目的に合致した使用することが大前提であり、第三者への譲渡等については一定の条件をつけることを想定している。
- ・無償譲渡された建物が使用不可能となった場合の措置はどうなるのか。
→基本的には、事業者が撤去することとし、建て替え等の場合は、国補助金等の活用も視野に入れながら、調整することとなる。
- ・市が無償譲渡するメリットはどのような点か。
→改修等の経費が抑えられる、民間のノウハウが活用できる、行政の撤退による民間参入が促進される、長期的な運営がやりやすくなる、国県の補助金も活用可能などである。
- ・公共施設全体の方向性と整合が取れているのか。
→公共施設の活用自体に合致している。
- ・公共施設の複合化、統合化とは若干ずれると考えるがどうか。
→需要がある以上、統廃合にはならないと考える。市民サービスを維持しながら施設量を減らすことが肝要である。
- ・無償譲渡が適当なのか。

→公募により選定することを想定している。また、有償の場合、補助金返還、地方債の繰上償還などが発生し、適当でないと考えている。

- ・担当者が変更になるなど、利用者から不安に対する考え方はどうか。

→十分な説明が必要であると考えている。

資料

付議事項書

4 地域審議会の設置期間の変更について<環境生活部>

概要

地域審議会は、「地域審議会を設置することに関する協議」に基づく市の付属機関であり、合併前の4地区（伊勢地区、二見地区、小俣地区、御菌地区）において運営されている。設置期間が平成28年3月31日までとなっているが、新市建設計画の期間が延長されたことから、設置期間の変更について審議を行った。

主な内容は以下のとおりである。

(1) 延長する必要性

各地域の視点で諸問題への意見が得られる。

(2) 延長期間

5年

結論

提案どおりの内容で進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・会議が開催される頻度はどの程度か。
→小俣地区では年3～4回、他の地区は1回程度である。
- ・地域審議会でなくても、任意の団体と位置づける可能性はないのか。
- ・必要であれば設置するべきであるが、設置する以上しっかりとした活動が必要である。
- ・合併前とのサービスの差異等を議論するには、合併から時間が経過しすぎていると感じる。
- ・地区によっては継続する必要性を感じていない地区も存在する状況において、必要な地区のみ設置する考え方もあると思う。
→新市建設計画の期間に合わせることから、すべての地区で延長するべきであると考えてる。

資料

付議事項書